

# 第1回合併協議会 会 議 録

高富町・伊自良村・美山町合併協議会

## 第1回高富町・伊自良村・美山町合併協議会

開催年月日 平成13年8月13日(月)

開催場所 高富町役場庁舎3階大会議室

合併協議会委員定数 25名

開 会 午後1時30分

閉 会 午後2時30分

高富町・伊自良村・美山町合併協議会出席者

会 長	山 崎 通		
委 員	矢 口 貢 男	村 橋 忠 夫	
	村 瀬 伊 織	渡 辺 政 勝	
	武 山 和 行	藤 岡 功	
	杉 田 實 男	平 野 元	
	三 井 怜 子	上 野 登 志 博	
	横 山 善 道	川 島 清 夫	
	山 崎 雄 作	船 戸 繁 俊	
	高 井 克 明	棚 橋 壽 子	
	長 屋 孝	大 西 克 巳	
	小 森 英 明	河 口 衛	
	高 瀬 茂	花 村 進	
	石 神 み ち 子	河 合 正 明	
	古 川 一 美		以上25名
顧 問	山 田 忠 雄		

高富町・伊自良村・美山町合併協議会欠席者

な し

高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会

幹事長 横山久生

副幹事長 宇野敏勝

幹事 田垣隆司

高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局

事務局長 酒向隆

事務局職員 上野達也 久保田裕司

安川英明 吉田直孝

土田浩司

議事日程

- 1 開会
- 2 会長・副会長あいさつ
- 3 顧問あいさつ
- 4 委員委嘱
- 5 委員紹介
- 6 幹事及び事務局紹介
- 7 議題

報告事項

報告第1号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会設置の経緯について

報告第2号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約について

報告第3号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会規程について

報告第4号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会専門部会規程について

報告第5号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程について

報告第6号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程について

報告第7号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償  
に関する規程について

協議事項

協議第1号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程について

協議第2号 高富町・伊自良村・美山町合併協議会小委員会規程について

協議第 3 号 平成 1 3 年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会事業計画について

協議第 4 号 平成 1 3 年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会予算について  
確認事項

第 2 回合併協議会開催日程等について

8 その他

9 閉会

事務局長 皆様大変お待たせいたしました。本日はお忙しい中ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

定刻になりましたが、会長の高富町長から会議開催の前に協議がございますので、よろしく願いいたします。

会長 ただいまご紹介いただきました高富町長の山崎でございます。本日は、大変お忙しい中を第1回の高富町・伊自良村・美山町合併協議会にお集まりいただきまして、大変ありがとうございます。

いよいよ合併協議会がスタートする運びとなったわけですが、当協議会の規約につきましては後ほど事務局から説明をさせていただきますが、会長につきましては合併協議会規約により、3町村の長が協議して定めることになっておりまして、私が合併協議会の会長を務めさせていただくことになりましたので、よろしくお願いいたします。

これから第1回合併協議会を開催していくわけですが、開会に先立ちまして私の方から皆様にお諮りしたいことがございます。

本会議の記録保存用として、高富町有線テレビ局につきましては現在撮影を行わせていただいておりますが、本日の会議の傍聴につきましてはこれまで多くの問い合わせがありました。既に、報道関係者及び一般傍聴の方が会場にお見えになっておりますが、会議の傍聴関係につきましては本日の協議会の中においてお諮りしていく予定になっておりますが、この合併協議会を原則公開していくということで多くの住民の方に関心を持っていただきたいと考えております。従いまして、今回は報道関係者及び一般傍聴の方につきましても、会議開始前に会場にお入りいただくということをご了承いただきたいと思います。ただし、会場の広さの関係もありまして、一般傍聴者の数は30名までとさせていただきたいと思っておりますが、いかがでございましょう。よろしくお願いいたします。

委員 会長、議員の方の傍聴はどうなりますか。

それは各報告があるということで、どうでしょう。

会長 ただいま委員さんから議会の方の傍聴というようなご発言がありましたが、議会の方はそれぞれ各町村の議会の方が議会の方へ持ち帰っていただきまして、そしてそこでお諮りし、またご案内をさせていただくということになっておりますが、そのような点を皆さんにお諮りをしますが、その点も含めてどういうふうにさせていただいたら、ご意見がありましたら挙手の上どうぞ。

委員 一般の郡民でございますので、希望があれば僕は傍聴席に入っていただければよろ

しいと思いますけど。

会長 そのほかはございませんか。

委員さんから議会の方、議会議員の方も傍聴の希望があれば入っていただくということではないかというようなご発言があったと思いますが、特別ご意見がないようでしたら私の方で皆さん方に採決をとらせていただきたいと思います。よろしゅうございますか、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

会長 それでは、先にお話ししましたように会議を原則公開していくということでご了解をいただいたということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 それでは、議会議員の方の傍聴をしていただいても構わないということでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

会長 ありがとうございます。

それでは、この両方については傍聴をしていただいても、お許しをさせていただくということで皆さん方のご了解をいただきましたので、どうもありがとうございます。

事務局長 それでは、ただいまより開催いたしますけど、開催前にちょっとご注意とい  
いますか、ご連絡だけ申し上げます。

まず、携帯電話等の電源はあらかじめお切りいただきますようによろしく願います。

それから、この後開会后、5番の委員紹介ですが、ここでは簡単な自己紹介を各委員さんそれぞれ自分でしていただくという予定をしております。所属、役職あるいは町村名、ご氏名等、それから一言いただくという予定でございますので、よろしく願います。

それでは、大変お待たせいたしました。

まず、傍聴者の方と、それから報道関係者の方に入っていただきますので、少々お待ちください。

午後1時30分 開会

事務局 大変お待たせをいたしました。ただいまより改めまして第1回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を開催いたします。

開会に当たりまして、会長であります山崎通高富町長よりごあいさつを申し上げます。

会長 改めまして、このたび高富町・伊自良村・美山町合併協議会の会長にご推挙いただきました高富町長の山崎通でございます。本日は大変ご多忙の中、第1回合併協議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

ご承知のように、少子・高齢化や高度情報化が進展する中で、国内情勢は依然として厳しく、本格的な地方分権がますます求められてまいります。こうした中、山県郡におきましても3カ町村が「3本の矢」となり地域の連帯を深めてこれからの新しい時代に対応しなければなりません。「天の時を知り、地の利を生かし、人の和をはかる」という言葉がございますが、この合併協議会はまさにこうしたことがテーマになってくるものではないかと考える次第でございます。

本協議会設置に至るまでの経緯につきましては、後ほど事務局よりご説明いたしますが、この8月1日に立ち上がり、本日1回目の歴史的な会議がこれから行われるわけでございます。この歴史的な1ページを始まりとする山県郡3町村の将来ビジョンにつきましては、本日出席していただいている委員の皆様方の貴重なご意見の一つ一つによって形づくられるものと考えております。今後におきましては、地域の創意工夫を生かした話し合いが活発になされるとともに、協議が一步一步着実に進んでいきますようお願いを申し上げまして、簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。

それでは、引き続きまして、副会長の矢口貢男美山町長からごあいさつを申し上げます。

副会長 皆さんこんにちは。この8月1日に法定の合併協議会が設置をされまして、きょう第1回目の協議会ということで、皆さん方には本当にお忙しい中をお集まりいただきまして、誠にご苦労様でございます。私は、美山町長の当協議会で副会長を仰せつかりました矢口でございますが、どうぞ今後ともよろしく願いいたします。

合併といたしますのも、いよいよそうした時期を迎えて、私共の近くでもそうした動きが多少なり活発化してくるようでもございますが、私共もこうして法定の協議会が設置をされました。一人でも多くの住民の意見を聞きながら、この合併が本当によかったなと言えるような、そうしたものになってくるよう、これからも皆さん方と力を合わせて一生懸命頑張っていきたいと、こんなふうに思います。今後ともよろしく願いいたします。

事務局長 ありがとうございます。

続きまして、同じく副会長であります村橋忠夫伊自良村長よりごあいさつを申し上げます。

副会長 伊自良の村長でございます。きょうはご多用の中、今お話のありましたように合併協議会ということでご参会をいただきまして、ありがとうございました。

3町村は、山県郡のいわゆる将来像を描きながら合併について検討協議会を進めてまいったところでございます。そしてまた、それぞれの法的な順序を経まして、ようやく本日3町村の合併に向けての第1回の協議会を開催する運びになりました。その間におきまして、今日ご参会の皆さん方にはいろんな面で大変お世話になったことにお礼を申し上げたいと思います。

本日は第1に合併特例法に基づく合併協議会委員の委嘱をお願いすること。2つ目には、経過のご報告とご協議いただく案件などを用意いたしております。慎重なご審議をいただきたいと思いますので、よろしく願いを申し上げまして、ごあいさつに代えたいと思います。

事務局長 ありがとうございました。

続きまして、本協議会の顧問をお願いいたしております山田忠雄県議会議員からごあいさつをいただきたいと思います。

岐阜県議会議員 ただいまご紹介いただきました県議会議員の山田でございます。本協議会の顧問を委嘱されることになっております。

今、会長並びに副会長からお話ございましたように、ここ10年来非常に日本の経済状況におきまして、おおむね頭を打ったような感じでございますし、また少子・高齢化が進む中、人口もやがて頭を打つという、そういう状況の中で、地方分権あるいは行財政改革ということが非常に叫ばれておるわけでございますが、そういった中でこの山県郡3町村におきまして、今回こういう協議会が設置をされるということでございまして、私はこれを岐阜県中が注目をしておるといふふうに考えております。新聞紙上等でもよく話題になっておりますように、この成否がこれからの町村合併の大きな一つの試金石にもなるんじゃないかというふうにも考えております。皆さん方のこれからのこの協議会における審議あるいは進め方、ひとつ十分慎重にご審議いただきまして、立派な成果を挙げられますようお願いを申し上げ、ごあいさつとさせていただきます。どうもご苦労様でございます。ありがとうございました。

事務局長 ありがとうございました。



それでは、ただいまから会長から委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきます。お手元の名簿の順番に従いまして、会長がそれぞれ委員の皆様のお席の前まで出向いて直接お渡しいたしますので、よろしくお願いいたします。

#### 委員に委嘱状の交付

事務局長 それでは、各委員の皆様におかれましては、今後ともよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、今回第1回の会議でございますので、各委員さん方から簡単な自己紹介をいただければと思います。

名簿の順番に従いまして、まず高富町議会議長の村瀬伊織様からお願いしたいと思えます。よろしくお願いいたします。

委員（村瀬伊織君） 高富町の議会議長を務めさせていただいております村瀬伊織でございます。今後ともいろいろお世話になりますので、よろしくお願いいたします。

委員（渡辺政勝君） 高富町の議会議員でございます。ただいま副議長を仰せつかっております。どうかよろしくお願いいたします。

委員（武山和行君） 高富町議会議員の武山和行でございます。どうかよろしくお願いいたします。

委員（藤岡 功君） 高富町の藤岡功と申します。一番の若輩者ですが、精一杯やらさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

委員（杉田實男君） 私、東深瀬の杉田實男ですが、こんなことは初めての経験ですので、どうぞ今後ともよろしくご指導の程をよろしくお願いいたします。

委員（平野 元君） 私、高富町椎倉の平野でございます。いろいろお世話になります。よろしくお願いいたします。

委員（三井怜子君） 初めまして、高富町の三井怜子と申します。商工会の女性部長をさせていただいておりますけれども、こういう場は初めてですけれども、広域的に住民本位の合併ができたらと、そのように思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

委員（上野登志博君） 伊自良村議会議長の上野登志博でございます。よろしくお願いいたします。

委員（横山善道君） 伊自良村議会議員の横山でございます。現在、副議長を仰せつかっております。ひとつよろしくお願いいたします。

委員（川島清夫君） 伊自良村の議会の川島清夫でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

委員（山崎雄作君） 伊自良村の区長会長をさせていただいております山崎と申しますが、一般住民の代表というようなことで出させていただきました。新しいまちづくりのために一生懸命頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

委員（舩戸繁俊君） 伊自良村の大字小倉字富山というところの舩戸繁俊と申します。区長会副会長でございます。今後ともよろしくお願いいたします。

委員（高井克明君） 伊自良村の高井克明でございます。微力ではございますけれども、委員の職務を全うしたいと思って頑張りたいと思っておりますので、どうか今後ともよろしくお願いいたします。

委員（棚橋壽子君） 伊自良村の棚橋壽子でございます。微力でございますけれども、どうぞよろしくお願いいたします。

委員（長屋 孝君） 皆さんこんにちは。美山町議会議長を仰せつかっております長屋孝と申しますが、ひとつよろしくお願いいたします。

委員（大西克巳君） 美山町葛原の議会議員の大西克巳でございます。よろしくお願いいたします。

委員（小森英明君） 美山町議会の副議長の小森です。よろしくお願いいたします。

委員（河口 衛君） 美山町谷合に住んでおります河口でございます。この問題につきましては素人ですので、一から勉強させていただかねばなりませんけれども、いろいろご指導を今後ともよろしくお願いいたします。

委員（高瀬 茂君） 皆さん初めてお目にかかりますが、本日はご苦労さんでございます。私、美山町の区長連合会長をやらせていただいております高瀬茂と申しますが、今後ともひとつよろしくご協力、ご指導をお願いします。

委員（花村 進君） 皆さんこんにちは。私は、美山町の区長連合会の副会長ということで、また西武芸地区の区長会長を仰せつかっております花村進と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

委員（石神みち子君） 美山町でお世話になっております石神みち子と申します。皆様とともに21世紀のこれからのため、皆様のために一生懸命頑張っていきたいと思っております。よろしくご指導のほどをお願い申し上げます。

委員（河合正明君） 県庁で合併を担当しております振興室長の河合と申します。どう

ぞよろしく申し上げます。

委員（古川一美君） 同じく岐阜県の方ですが、岐阜地域振興局の振興課長の古川とい  
います。今後ともひとつよろしく申し上げます。

事務局長 大変ありがとうございました。

次に、幹事及び事務局の紹介をさせていただきたいと思います。

幹事につきましては、お手元に配付してございます名簿のとおりでございますが、本日は幹事長と副幹事長が出席しておりますので、自己紹介をさせていただきたいと思いま  
す。よろしく申し上げます。

幹事長 幹事を代表してお世話になることになりました伊自良村助役の横山久生と申し  
ます。今後ともよろしくお願いを申し上げます。

副幹事長 副幹事長の高富町助役の宇野でございます。どうぞよろしく申し上げます。

幹事 美山町収入役の田垣でございます。本日、副幹事長の早矢仕助役が都合により欠  
席をいたしておりますので、代って出席をさせていただきました。どうぞよろしくお願  
いいたします。

事務局長 続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

大変申し遅れましたが、私本日の進行を務めさせていただきます事務局長の酒向と申し  
ます。岐阜県から高富町の方に派遣されております。どうぞよろしくお願  
いいたします。

事務局は、臨時職員を含めまして7名おりますけれども、本日は企画調整担当、総務担  
当、それから記録・広報担当の職員が出席しております。順次紹介させていただきます。

まず、企画調整担当の久保田でございます。高富町職員でございます。

事務局職員 よろしくお願  
いいたします。

事務局長 その隣が上野でございます。伊自良村職員でございます。

事務局職員 よろしくお願  
いいたします。

事務局長 その隣が安川でございます。美山町職員でございます。

事務局職員 よろしくお願  
いいたします。

事務局長 総務担当の吉田でございます。美山町職員でございます。

事務局職員 よろしくお願  
いいたします。

事務局長 記録・広報担当の土田でございます。高富町職員でございます。

事務局職員 よろしくお願  
いいたします。

事務局長 以上が事務局でございます。どうぞよろしくお願  
いいたします。

本日の会議時間はおおむね3時半ごろまで、約2時間程度ということを目安にしておりますので、委員の皆様のご協力の程をよろしくお願いいたします。

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。

会議の議長につきましては、合併協議会の規約第11条第2項の規定に基づきまして、会長が当たることになっております。

それでは、会長よろしくお願いいたします。

議長 それでは、早速でございますが、規約に基づきまして私が議長を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

早速、議事に入りたいと思いますが、まず報告事項につきまして報告第1号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会設置の経緯について、報告第2号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約について、一括して事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

大変恐れ入ります。お手元の資料をご覧くださいと思います。資料は2分冊になっておりまして、1つは報告事項分、それからもう一つは協議事項分に分けて綴っております。

まず、報告事項分をご覧ください。右肩のところにナンバーを振ってございます。報告事項、協議事項のナンバーに対応しておりますので、ご覧くださいと思います。

それでは、資料に沿ってご説明させていただきますので、誠に申しわけありませんが、座ってご説明を申し上げます。

まず、報告第1号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会設置までの経緯についてご説明申し上げます。

時間の関係がございますので、要点となる部分のみをご報告させていただきます。

まず、本年2月21日でございますが、山県郡内の町村長、正・副議長及び議員代表、自治会長あるいは区長さん方を委員とする山県郡町村合併検討協議会が発足いたしました。その後、各町村で議員研修、自治会・区長研修が開催されておりますけれども、4月1日には郡内の町村から1名ずつの職員が常駐した市町村合併共同研究室を高富町役場庁舎内に設置いたしました。

5月8日には、第2回の山県郡町村合併検討協議会が開催され、市町村合併は山県郡を一本化する方向で検討していくことが望ましいという旨の確認がなされております。

次のページに参ります。

その後も、各町村において研修や懇談会、説明会等が実施されまして、7月26日に法定の合併協議会の設置議案が3町村それぞれに提出されまして、同日可決されたことに伴いまして8月1日に本協議会が設置されております。

次のページに参ります。

報告第2号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会規約につきまして、お手元の資料に従いまして要点のみを説明させていただきます。

第1条におきましては、本協議会は地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づく、いわゆる法定の合併協議会であることを規定いたしております。

次に、第3条をご覧くださいますと、協議会は次に掲げる事務を行うものと規定されております。

1つ目といたしましては3町村の合併に関する協議、2つ目といたしましては合併特例法第5条の規定による市町村建設計画の作成でございます。市町村建設計画と申しますのは、合併した場合における新しい自治体の将来的なビジョン、マスタープラン等に関する計画でございます。

第5条から第9条までは組織等について規定してございます。

次のページに参ります。

第10条から第11条につきましては、会議の招集、運営関係でございます。後ほど、会議の運営規程につきまして委員の皆様にご協議していただく予定でおります。

第12条をご覧くださいますと、小委員会の規定がございます。今後の協議の中で、仮に合併していくということになった場合には、例えば新しい自治体の名称をどうするのかというような具体的な事項につきまして、調査、審議等をしていくための小委員会についての規定でございます。

そのほか、第13条から第15条にかけては、幹事会や専門部会、事務局に関する事項がございまして、会長が別に定めるという規定になっております。

第16条から第20条は、経費の負担や財務に関する事項、報酬及び費用弁償については、3町村の長が協議して定めるという規定になっております。また、協議会出納の監査は会長の属する町村の監査委員ということで、高富町の監査委員に委嘱して行うことになっております。

なお、次のページには、ただ今ご説明申し上げました協議会の組織と事務局の体制につ

きまして、参考までにということで組織図等を添付させていただいておりますので、併せてご覧いただき、ご参考にしていただければ幸いと存じます。

報告第1号及び報告第2号については以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から報告がございました点について、何かご不明の点がありましたらご質問を受けさせていただきたいと思いますが、何かございませんか。

(「なし」の声あり)

議長 特に、ご質問もないようでございますので、それでは次の報告事項に移らせていただきます。

続きまして、報告第3号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会幹事会規程について、報告第4号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会専門部会規程について、報告第5号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会事務局規程について、報告第6号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会財務規程について、報告第7号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について、一括して事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明申し上げます。

1枚めくっていただきますと、報告3と右肩に明記してある資料がございます。報告第3号の幹事会規程、報告第4号の専門部会規程、報告第5号の事務局規程につきましては会長が定めることになっておりまして、去る8月1日に定められたものでございます。

また、報告第6号の財務規程と報告第7号の委員等の報酬及び費用弁償に関する規程につきましては、3町村の長が協議して定めることになっておりまして、去る7月26日に定められたものでございます。

それでは、お手元の資料、報告3となっておりますものからご説明申し上げます。

まず、報告第3号の幹事会規程につきましては、第2条をご覧くださいますと、そこに規定しておりますように会長の指示を受け、本協議会の提案事項の協議、調整を行うほか、専門部会の活動の進行管理を行うことになっております。

第4条におきまして幹事会の組織を規定し、幹事につきましては次のページの別表にございますように、職名が掲げてございます。幹事長、副幹事長につきましては、先ほどご紹介を申し上げます。

次のページに参りまして、報告第4号の専門部会規程につきましては、この第2条に規定

しておりますように事務局長の指示を受け、協議会の事務について専門的に協議、調整することといたしております。

組織につきましては、2枚ほどめくっていただきまして、3ページの別表をご覧くださいますと、総務、厚生、産建水道、教育という4つの専門部会の下に、より専門的な協議、調整を行うために18の分科会を設けてございます。それぞれの構成員につきましては、3町村がそれぞれ全庁体制で臨んでいくために、教育長の他それぞれの所管課に属する常勤の一般職員全員をもって組織いたしております。

報告第5号に参ります。

報告第5号の事務局規程につきましては、第2条に規定いたしておりますように協議会に対する全般的な事務をすることとしております。その他決裁から公文書、公印の取り扱いのほか職員の服務や給与について規定いたしております。

続く3ページ、4ページまでが事務局規程でございます。

その次、右肩に報告6となっておりますところをご覧ください。報告第6号の財務規程につきましては、基本的には会長の属する町村、すなわち高富町の財務の取り扱いに準じて運用してまいることとなっております。予算の補正が必要となった場合には本協議会にお諮りすることといたしておりますし、予算を科目間で流用する場合には本協議会にご報告することといたしております。

また、会長が協議会出納員を命ずることができますが、これは高富町収入役が務めることとなっております。

なお、予算は年度開始前に協議会の承認を得なければならないこととしておりますが、3ページをご覧くださいまして、附則がございますが、附則の第3項がございますように、本日開催のこの第1回の協議会前に執行すべき費用等がある場合には執行できることとしておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に、報告第7号でございます。報告第7号の委員等の報酬及び費用弁償につきましては、皆様方委員様の日額報酬、費用弁償等の額、その支給方法に関し必要な事項を定めたものでございます。報酬につきましては、日額6,000円としております。

また、費用弁償、これはいわゆる交通費に代わるものでございますけれども、これにつきましては開催町村の委員の方以外に対しまして1回につき1,000円を支給させていただくこととしております。

以上をもちまして報告第3号から報告第7号の説明を終わらせていただきます。

議長 どうもありがとうございました。

ただいま事務局の方から報告させていただきましたが、その点について何かご不明な点がありましたらご質問をお受けしたいと思っておりますので、ご質問をどうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特に、ご質問もないようでございます。

それでは続きまして、協議事項に入らせていただきます。

協議第1号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程について協議をお願いいたします。

これについて事務局からの説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、ご説明いたします。

2分冊になっておりますが、右肩に協議1となっている資料の方からご覧いただきたいと思っております。協議事項の第1号、高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程(案)につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、協議会の規約第11条、先ほどご説明申し上げました規約第11条第3項の規定に基づきまして、合併協議会の会議の運営に関し必要な事項を定めようとするものでございます。

第2条をご覧ください。会議は原則公開するという基本方針でございまして、第3条では会長と委員の責務を規定してございます。

第4条につきましては、会議の開閉規定でございます。

第5条は、会議の進行要領に関する規定でございます。会議の議事は出席議員の皆様のご意見を尊重するということから全会一致をもって進めることを原則としております。ただし、どうしても意見が分かれた場合につきましては、大方の賛同をもって議事を進めることもやむを得ないものとしたしておりますので、ご了解いただきたいと思います。

第6条につきましては、会議の傍聴でございます。本日につきましては、先ほど皆様方のご賛同により傍聴を認めていただいたわけでございますけれども、傍聴手続につきましては別途規定を設けてまいりたいと考えております。

第7条、次のページ第8条につきましては、会議録の調製と公開に関する規定となっております。会議録は公開を原則といたします。閲覧により行うことといたしております。



これにつきましても、その手続について別途規定を設けて参りたいと考えております。

第9条は、会議における規律についての規定でございます。

第10条は、必要に応じて関係者の出席を求めることができる規定となっております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明がありました協議事項第1号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程についてご質問、ご意見がありましたら発言をどうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 特に、ご意見もないようでございます。

では、協議事項第1号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会会議運営規程につきましては、原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議事項第2号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会小委員会規程についての協議をお願いいたします。

これについて事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、協議2と右肩に振ってありますところをご覧ください。協議事項第2号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会小委員会規程(案)につきましてご説明申し上げます。

これにつきましては、協議会の規約第12条第2項の規定に基づきまして、小委員会に関し必要な事項を定めるものでございます。

小委員会は、第2条にございますように、合併協議会から付託された事項について調査、審議をするものでございまして、第8条にございますように調査、審議等の経過及び結果につきまして、随時協議会の会議に報告することといたしております。

第3条は、委員について会長が協議会の委員のうちから指名することといたしており、委員長が必要に応じて関係者等の出席を求めることができることとしております。

事務局からの説明は以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま事務局の方から説明がありました協議事項第2号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会小委員会規程についてご質問、ご意見がありましたらご発言をお願いいたします。

す。

ご発言どうぞ。

暫時後

よろしゅうございますか。特に、ご意見もないようでございますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

議長 ご意見もないようですので、それでは協議事項第2号の高富町・伊自良村・美山町合併協議会小委員会規程につきましては、原案のとおり承認をされました。

続きまして、協議事項第3号の平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会事業計画についてと、協議事項第4号の平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会予算については共に関連がございますので、一括して協議をお願いしたいと思います。

これについて、事務局から説明をさせていただきます。

事務局長 それでは、協議3と明記してございます資料の方をご覧ください。これについては、参考資料と、あるいは参考事例ということで、資料が2つ付けてございます。

事業計画の説明に入ります前に、参考資料の方でございますけれども、当該協議会の位置付け、それからこの協議会でどんどん協議がされてまいりまして、その後のスケジュール等はどうなっているのかというところをご説明するために付けてございます。

次のページの参考事例につきましては、これは先進事例と申しますか、他県の協議会でどういう事項を協議していくのかということをご参考に見ていただくために付けてございます。例えば、基本的協議事項ですと、合併の方式とか合併の期日、この場合は市となっておりますけれども、この事例では新市の名称をどうするんだと、事務所の位置をどうするんだということから、基本的協議事項は協議されていくんだということ、ずっと下の方、事務的なところまで協議していくんだよということのご参考にご覧ください。当該協議会がどういった事項を協議していくかにつきましては、また後ほど順次協議いただくということになるかと思えます。

それでは、協議3と右肩に明記してある部分からご説明申し上げます。

協議事項第3号の平成13年度高富町・伊自良村・美山町合併協議会事業計画(案)についてご説明いたします。

協議会の会議でございますけれども、一月に1回のペースで開催することとしたいと考えております。

開催日は、毎月1日を原則といたしまして、当然その日が休日等の場合には翌執務日とするということでいかがかということでご提案申し上げております。

小委員会につきましては、必要に応じて別途協議をさせていただきたいと思っております。

幹事会と専門部会、分科会につきましては、3町村の職員が主体で動かしていくものでございますので、随時精力的に開催していきたいと思っております。

先進地視察につきましては、まだ日程等これからお諮りするつもりでございますけれども、年度内に1回の実施を予定したいと存じております。

住民の方への情報提供といたしましては、機関誌を毎月1日に発行して配布させていただきたいと思っております。

さらに、ホームページを開設し、インターネットによっても情報提供してまいりたいと考えております。

また、合併後の新しい自治体のイメージを住民の方に提示させていただくため、住民アンケートや基礎調査を実施いたしまして、この事務の一部につきましては専門調査機関へ委託したいと考えております。

その他、協議のために必要な事項につきましては、随時取り組んでまいりたいと考えております。

以上が事業計画でございます。

引き続きまして、予算案につきまして説明を申し上げます。

協議4、合併協議会の平成13年度予算(案)につきましてご説明申し上げます。

平成13年度の歳入歳出の予算はそれぞれ3,200万円となっております。

内訳についてご説明申し上げます。

6ページの方をご覧くださいませでしょうか。

6ページの歳出明細をご覧くださいませると、上段の運営費の会議費313万円につきましては、委員の皆様方の報酬、費用弁償、さらに会議録作成経費等が組んでございます。

下段、ここを見ていただきますと事務費ということになっておりますけれども、これは事務局職員の時間外勤務手当、旅費、消耗品等の需用費、資料送付等の通信運搬費等の役務費、ホームページの作成委託料、コピー機の使用料のほか協議会事務所の改修工事費やパソコン、事務机などの協議会事務所の備品購入費を計上させていただいております。

次のページに参ります。

事業推進費につきましては、毎月の発行を予定して今準備しております機関誌の印刷費のほか、先ほど計画の中でも申し上げましたけれども、合併後の新しい自治体のイメージ、すなわち将来構想策定のための住民アンケートや基礎調査に必要な経費、例規や電算システムの調査委託経費を計上させていただいております。

さらに、予備費といたしまして40万円を計上させていただいております。

ページが戻って恐縮でございます。5ページをお開きいただきたいと思います。

5ページの方は歳入でございますが、預金利子1,000円を除いた必要金額を3町村で負担することといたしております。負担割合といたしましては、このうち3割分を均等割とし、7割分につきましては先ほど行われました平成12年国勢調査人口による人口割といたしております。予算書上の負担率は、高富町が約43.5%、伊自良村が約24.9%、美山町が約31.6%となっております。

なお、予算上はこうなっておりますけれども、負担につきましては人件費や補助金等を勘案することといたしております。年度末までには調整の上確定させていただくこととなっております。

また、それぞれ町村からいただきます負担金につきましては、それぞれの町村において既に補正予算が可決されておりますことを申し添えさせていただきます。

最後に、またページが戻って恐縮ですけれども、2ページをご覧ください。2ページの方に債務負担行為が掲げてございます。3つの委託が掲げてございますが、これらは委託するものについて単年度では終了しないために、来年度にまたがって委託契約することを予定いたしましたものでございまして、今年が平成13年度で、来年の平成14年度においてはそれぞれ掲げております限度額の範囲内で契約したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

議長 ご苦労さまでした。

ただ今事務局から説明がありました協議事項第3号の合併協議会事業計画(案)及び第4号の合併協議会予算(案)についてご質問、ご意見がありましたらご発言をどうぞ。

どうぞ。

委員 今後協議会を開いていく中で、委員の方に招集をされる前に議案書は先配付されるわけなんですか。精読する部分が、今日は初めてですのでよろしいですけど、委員を招集される前に議案については精読する部分もありますんで、できれば事前に付議事項を、

招集する前に配付をしていただければありがたいんですが。

議長 ただいま委員さんから協議をされる前に協議事項の内容について配付をお願いしたいというご発言がありましたが、事務局から説明いたします。

事務局長 事務局の方からお答えさせていただきます。

協議につきましては、当日お配りして当日ご意見をお伺いするというのはもともと非常に大変失礼なことだと思っておりますので、次回において何を協議するかという部分につきましては、当然前の協議会のときにお示ししたいと思っております。

さらに、協議事項に関する資料につきましては、できる限り皆さんのもとに事前にお届けしたいというふうに考えておりますので、ご了解いただきたいと思います。

委員 それはもっともなことやと思いますよ。今日出された資料やってね、これを事務局で棒読みして質問ありませんかって、質問ができる余地がないわけなんよ。これやって事前に配っておくことがこれ正当な方法ですよ。今後はやっぱり、今日はしやないです、これは。今後はやっぱり前もって資料は配付しとかないかんと思います。

以上です。

議長 今、ご意見がありましたように資料の提出は前もって、日にちは何日とは定めませんが、前もって提出をさせていただくということによろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

議長 ほかにございませんか。

どうぞ。

委員 ホームページのアドレスというのはいつから公開されるんでしょうか。

事務局長 ただいま準備中ございまして、まだちょっとこの段階で何日というのはご勘弁いただきたい。鋭意努力してございますので、まだ作成中の部分もございまして、立ち上げて内容がないということではご覧になった方に失礼に当たりますので、ただいま作成中でございます。今しばらくお待ちいただきたいと思っております。

議長 よろしゅうございますか。

委員 わかりました。

議長 ほかにございませんか。

暫時後

よろしゅうございますか。

(「なし」の声あり)

議長 それでは、協議事項の第3号の合併協議会事業計画（案）及び第4号の合併協議会予算（案）につきましては、原案のとおり可決させていただいてもよろしゅうございますか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ありがとうございます。

それでは、原案のとおり承認をされました。

次に、確認事項といたしまして、次回の協議会開催日程でございますが、開催日につきましては先ほど決定していただいた事業計画に基づきまして、9月3日の月曜日といたしたいと思います。

開催時間につきましては、本日と同様午後1時30分からということでご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長 ご異議なしというご意見をいただきましたので、それでは次回は9月3日月曜日の午後1時30分からと決定いたします。

皆さんには大変お忙しいところ、それぞれにご都合もあろうかと存じますが、万障繰り合わせてご参加いただきますようお願い申し上げます。

また、詳しい内容等につきましては、追って事務局より改めてご案内をさせていただく予定でございますので、よろしく願いいたします。

次回の会議における協議事項につきまして、事務局から報告はありますか。

事務局長 失礼いたします。先ほど、ご意見もいただきましたところなんですけれども、協議会の会議につきましては審議をより実のあるものとしていただきたいということもございまして、基本的な事柄につきましては早期のうちにご提案申し上げたいと存じております。つきましては、次回は合併の方式、合併の期日、新しい自治体の名称と事務所の位置などを順次ご提案申し上げたいと考えております。資料につきましても先ほどご意見がありましたように、なるべく早いうちに皆様にお届けしたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたしたいと思います。

議長 ただいま事務局の方からご報告やご案内をさせていただきました。

何か特別ご意見はございませんか。

（「なし」の声あり）

議長 特に、ご意見がないようでございます。

特に、ないようでございますので、皆様方のご協力に感謝を申し上げまして、本日の合併協議会を閉じさせていただきます。

大変長時間ご審議をいただきまして、大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第1回高富町・伊自良村・美山町合併協議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後2時30分 閉会